

改正法
2019春
スタート!

応援します!

あなたの会社の 働き方改革!

働き方のチェンジは
業績UPの
チャンスですよ!

<働き方改革>応援団長
松木 安太郎氏

ご存知
ですか!?

2019年より順次、改正法が適用されます!

NEW RULE

1

時間外労働の
上限規制

月45時間
年360時間^{原則}

2019年4月1日より施行
※中小企業は2020年4月1日より施行

NEW RULE

2

年次有給休暇の
時季指定

毎年5日

確実に取得

2019年4月1日より施行

NEW RULE

3

同一労働
同一賃金

正規と非正規の不合理な
待遇差を禁止

2020年4月1日より施行
※中小企業のパートタイム労働者・有期雇用労働者については
2021年4月1日より適用



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

詳しくは、「働き方改革」特設サイトへ
www.mhlw.go.jp/hatarakikata/

働き方改革 厚労省

検索



中小企業・小規模事業者の方々への様々な支援があります。詳しくはウラ面へ